



栃木県公報

平成 20 年
12月24日(水)
第2033号

目 次

告 示

森林法第189条の規定に基づく告示.....	1035
県営土地改良事業計画変更の決定.....	1035
道路の供用開始.....	1036

告 示

栃木県告示第746号

平成20年10月10日付け栃木県告示第573号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成20年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関係市役所
亀田孝寿	宇都宮市冬室町 9	宇都宮市役所
鈴木丑吉	同 同 22	同
高橋辰吉	同 同 25	同

(森林整備課)

栃木県告示第747号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成20年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異議申立期限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営赤津南部地区土地改良（区画整理）事業	平成20年12月25日から 平成21年 1月29日まで	平成21年 2月13日	下都賀農業 振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成20年12月24日から平成21年1月22日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
258	主 要 地 方 道 草 久 足 尾 線	鹿沼市草久字焼山5037-2から 鹿沼市草久字家富連山5068-2まで	平成20年12月25日
334	一 般 県 道 小 山 下 野 線	小山市大字荒井55-1から 小山市大字羽川856まで	平成20年12月25日

(道路保全課)